

2013年4月26日
統括・ハブ機能研究所セミナー



KELVIN
C·H·I·A
PARTNERSHIP

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所
シンガポールにおける
法務地域統括機能

講 師： 岡本直己
 (シンガポール・オフィス駐在)
 高瀬秀次郎
 (ホーチミン・オフィス駐在)
 伴 真範
 (ヤンゴン・オフィス駐在)

総合監修： 丸茂 修
 (コーポレート・アフェアーズ・ディレクター)



- I. **法務地域統括機能とは？**
 1. 地域統括機能とは？
 2. 法務地域統括機能とは？

- II. **シンガポールに法務地域統括機能を置くメリット**
 1. 事業部との連携のとりやすさ
 2. 法務インフラの充実
 3. 地域内の国際取引の傾向への親和性
 4. 地域内の国際紛争への対応のしやすさ

- III. **アジアにおける紛争解決**
 1. 東南アジアの裁判制度
 2. 外国判決の承認・執行
 3. 外国仲裁の利用
 4. シンガポール仲裁のメリット

1. 地域統括とは？

- ❖ JETRO第3回在シンガポール日系企業の地域統括機能に関するアンケート調査報告書

(参考URL <http://www.jetro.go.jp/world/asia/reports/07000868>)

地域統括機能：

「地域内のグループ企業に対して、持株機能、金融面での統括機能、販売・生産・物流・調達・研究開発・人事・法務などの各種の事業統括/経営支援(シェアードサービスの提供)を行う機能」

1. 地域統括とは？(続き)

❖ 日本のタックスヘイブン対策税制の適用除外要件

(租税特別措置法第66条の6第3項)

「統括業務」: 他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令(租税特別措置法施行令第39条の17第1項)で定めるもの

(租税特別措置法施行令第39条の17第1項)

「統括業務」: 特定外国子会社等が被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの(当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。)であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるもの

1. 地域統括とは？（続き）

- ❖ ASEAN各国における地域統括機能の設置に関する主要な優遇措置

シンガポール： 地域統括会社（RHQ）、国際統括会社（IHQ）

マレーシア： 経営統括本部（OHQ）、国際調達センター（IPC）、
地域物流センター（RDC）

タイ： 地域統括事務所（ROH）

フィリピン： 地域統括本部（RHQ）、地域経営統括本部（ROHQ）

1. 法務地域統括機能とは？



2. 法務地域統括機能とは？

❖ 本セミナーにおける仮の定義

地域内のグループ会社における法務関係業務の管理・支援を行う機能

❖ 具体的な業務範囲

- 各被統括会社における法務体制の構築・維持の支援
- 各被統括会社における国内取引及び国際取引に関する契約事務の支援

❖ 具体的な業務内容

- 本公司法務部及び被統括会社との連携
- 被統括会社における会議・交渉への出席
- 被統括会社において必要な手続・契約書等のチェック
- 被統括会社の依頼する法律事務所の選定 etc.

1. 法務地域統括機能とは？



2. 法務地域統括機能とは？(続き)

何が成功で、何が失敗か？

法務地域統括機能を設置する目的は何か？



1. 事業部との連携のとりやすさ

- ❖ 事業統括機能のシンガポールへの移転傾向
- ❖ 地理的優位性



3. 法務インフラの充実

❖ 弁護士へのアクセス

ASEAN域内各国に海外事務所やネットワークを有するシンガポール法律事務所の存在

❖ 各種情報の集積

政府系機関、法律・会計事務所、学術研究機関 etc.

❖ ASEAN地域内における英語、英国法・コモンローの共通性



3. 地域内の国際取引の傾向への親和性

- ❖ **シンガポール法が準拠法として選択されやすい**
 - シンガポールの裁判所の公平性・透明性
 - コモンローの地域内での普及

- ❖ **英語が使用言語として選択されやすい**

- ❖ **充実した法務インフラの利用が可能**



4. 地域内の国際紛争への対応のしやすさ

- ❖ シンガポール国際仲裁センター(SIAC)・シンガポール裁判所の活用
- ❖ 充実した法務インフラの利用が可能



1. 東南アジア(インドを含む)の裁判制度

(1)形式上は近代的な裁判制度の存在

(2) 問題点

(i) 時間

(ii) 透明性の問題



1. 東南アジア(インドを含む)の裁判制度

(ii) 透明性

各国の腐敗認識指数(Corruption Perception Index 2012 by Transparency International)

シンガポールが第5位、香港が14位、日本が17位、マレーシアが54位、中国が80位、タイが88位、インドが94位、フィリピンが105位、インドネシアが118位、ベトナムが123位、カンボジアが157位、ラオスが160位、ミャンマーが172位、



2. 外国判決の承認・執行

- 第三国で裁判を受け、その判決に基づいて東南アジアにて執行できないか。



2. 外国判決の承認・執行

- インドネシア: 不可
- ミャンマー: 不可
- タイ: 不可
- ベトナム: 司法条約を締結している一定の国のみ可
- マレーシア: 法律により定まった国のみ可。(但し、コモン・ロー)



3. 外国仲裁の利用

(1) 外国裁判の欠点を補う

(2) 外国仲裁判断の利点

①時間の短縮

②公開されない

③専門性

等々



3. 外国仲裁の利用

(3) 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(NY条約)

ミャンマーを除いて加盟している。

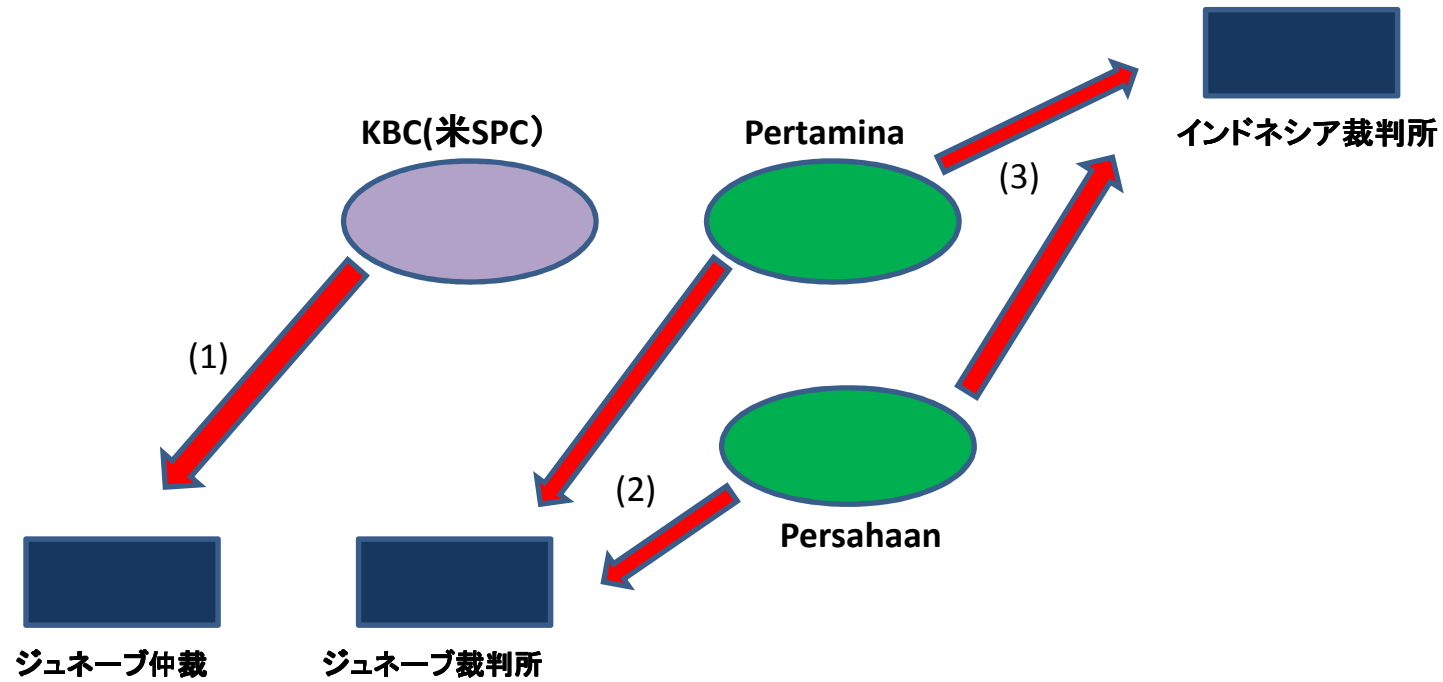
- ①締結国間における承認・執行が可能
- ②条約上、承認・執行拒絶事由が列挙
- ③国内法(例えば仲裁法)によって拒絶事由



3. 外国仲裁の利用

(4) NY条約に関連する問題の実例

① インドネシア : *Pertamina*





3. 外国仲裁の利用

(4) NY条約に関連する問題の実例

②インド: *Bharat Alminum Co*

裁判所による取消審査が狭められた。

但し、未だ問題はあり。



3. 外国仲裁の利用

(4) NY条約に関連する問題の実例

③ミャンマー: *Agricultural and Food Product Trading Corporation*

ミャンマーでの仲裁判断がシンガポールにて執行されなかった。



4. シンガポール仲裁のメリット

- (1) 整った機関・法制度
- (2) 物理的な便利さ
- (3) 国を挙げてのサポート



お問い合わせ等は、下記担当者までお気軽にご連絡ください。

コーポレート・アフェアーズ・ディレクター

丸茂 修

+65-6408-7870 (シンガポール・直通)

marumo.osamu@kcpartnership.com

弁護士資格国 日本

高瀬秀次郎

+849-1826-3708 (ホーチミン・代表)

takase.hidejiro@kcpartnership.com.vn

シンガポール外国法弁護士・日本法弁護士

岡本 直己

+65-6408-7899 (シンガポール・直通)

okamoto.naoki@kcpartnership.com

シンガポール外国法弁護士・日本法弁護士

伴 真範

+951-255-399 (ヤンゴン・直通内線111)

ban.masanori@kcpartnership.com

Kelvin Chia Partnership

6 Temasek Boulevard, 29th Floor, Suntec Tower Four, Singapore 038986

TEL: +65-6220-1911 FAX: +65-6224-4118 <http://www.kcpartnership.com> (日本語サイトがあります。)

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所は本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではありません。また、ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所は、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。 ©2013 Kelvin Chia Partnership. All Right